

一般社団法人 日本臨床免疫学会 代議員選出および資格に関する規則

令和2年10月14日制定

(目的)

第1条 一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」という。）の定款（以下、「定款」という。）第5条第4項による代議員の選出については、定款に定めるもののほか、この規則による。

(代議員候補者資格審査)

第2条 代議員候補者は、履歴書及び本会が指定する書式に則った業績目録並びに現役代議員2名による推薦状を理事長あてに、本会が定める指定期日までに提出する。

- 2 代議員候補者は、継続して5年以上の会員歴を要する。ただし特例として会員歴5年に満たなくとも、特に適任と考えられた者を理事会で推薦し、社員総会の承認を得たうえで、代議員とすることができる。

(代議員資格喪失)

第3条 代議員である会員が、理由なくして社員総会を引き続き3回欠席し、あるいは会員の資格を失った場合には、その時をもって代議員の資格を喪失する。

(本規則の改廃)

第4条 本規則の改廃は、理事会の決議によって行う。